

さらなる高度化に向けたマネロン対策の取組み

FATF第5次相互審査を見据えた 営業店の対策

1

マネロン対策は不斷の取組みが求められており、FATF第5次審査に向けてさらなる高度化が求められる。本稿では、ITシステムの的確な運用など、営業店が取り組むべき具体的な対策を解説する。



二〇一四年三月、金融庁が公表する「マネー・ローリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「マネロン・ガイドライン」という）の「対応が求められる事項」の全項目に対し、マネー・ローリング及びテロ資金供与対策（以下、「マネロン・テロ資金供与対策」という）に係る態勢整備を一旦終えられたことと 思います。

しかしながら、これがマネ

ロン・テロ資金供与対策の終了ではなく、今後は、態勢整備を前提としてその実効性が問われ、また、FATF第4次相互審査の課題対応のほか、FATF第5次相互審査に向けての対策が求められることがあります。

日本では、二〇二八年八月に、FATF第5次相互審査におけるオンライン審査の実施が予定されており、二〇二九年二月のFATF総会で審査結果の採択が行われる予定

となっています。FATF第5次相互審査で厳格化するとみられている「リスク評価の導入・実施」「リスクベースでの継続的な顧客管理」「取り扱いのモニタリング」「資産凍結措置の実施」「実質的支配者情報の収集と保持」の徹底などは、大きな課題となっています。

本稿では、さらなるマネロ

① 日本の金融機関を取り巻く現状とリスク

(1) 新規顧客の受け入れ

他人に設立させたペーパーカンパニーの法人口座で犯罪収益の送金を繰り返し、マネー・ローリング（資金洗净）したとして、二〇二四年五月二日、大阪府警は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪收

て解説します。



行政書士福田法務事務所
代表
福田 秀喜

「金融」を専門領域としたリーガルサポートを提供することで、金融機関、金融商品取引業のコンプライアンス経営を支援する。金融機関での実体験に基づき、法務知識の向上の支援などコンプライアンスサポートを専門分野として活動中。

益の規制等に関する法律に違反した（犯罪収益隠匿）などと疑いで、一二人のグループを逮捕しました。同グループは、約五〇〇のペーパーカンパニー、四〇〇〇以上の法人口座を不正に管理し、少なくとも約七〇〇億円の入金が確認され、大阪府警が実態解明を進めていた旨が報道されました。

本事案においては、SNSで募った協力者や知人に、IT（情報技術）関連やコンサルタントを目的とする実態のないペーパーカンパニーを新たに設立させたうえで、金融機関の窓口において、「想定問答集」に従い、金融機関職員から口座開設理由を尋ねられた場合、「支店と自宅が近いから」「自分の事業が地元密着型のため」などと答えさせ、法人口座を開設していたということです。

ても、来店者の受け答えに不自然さがなければ、不正口座の開設であることを見抜くことは難しく、犯罪手口が巧妙化している実態がうかがえます。

(2) 既存顧客の口座売買

口座の売買は違法であるにもかかわらず、安易に小遣い稼ぎや報酬を得るために、自分の口座を第三者に売却するといった事案が全国的に発生しています。

- 外国人技能実習生が口座を解約しないまま帰国、その後、当該口座が振り込め詐欺の受取口座として利用。
- 給与振込を行っている顧客であったが、その後、当該口座が犯罪に利用。

(3) 既存顧客の詐欺被害

從来から発生しているオレオレ詐欺や預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、

融資保証金詐欺、ギャンブル詐欺にとどまらず、近時においては、投資詐欺やロマンス詐欺が横行するなど、既存顧客が詐欺の被害に遭ってしまい、この事案が全国的に発生しています。

2 「マネロン・ガイドラインFAQ」の改訂の概要とポイント

二〇一二四年四月、金融庁は、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（以下、「マネロン・ガイドラインFAQ」という）を改訂しました。改訂内容の一部は次頁図表1のとおりです。

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を行う対象先の要件に関して、改訂前に掲げられていた六つの要件が三つの要件に絞られました。これは、リスク分析を踏

まえた柔軟な顧客管理措置のため、金融機関の創意工夫や主体的な対応を可能にする観点で、形式要件に絞られない取組みを促すもので、FATF第5次相互審査において厳格化するとみられている「リスク評価の導入・実施」「リスクベースでの継続的な顧客管理」を重視した改訂といえます。

3 営業店が取り組むべき具体的対策と留意点

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、国家公安委員会が毎年作成・公表する資料として、「犯罪収益移転危険度調査書」があります。令和五年の本調査書には、次の①②のとおり、マネロン・テロ資金供与に悪用さ

さらなる高度化に向けたマネロン対策の取組み

マネロン・ガイドラインFAQの改訂と法人口座の不正利用防止対策

法人口座の不正利用増加を背景に、改訂されたマネロン・ガイドラインFAQでは、さらなるリスクベースでの対応が求められることとなった。本稿では、法人口座不正利用防止の具体策を解説する。



②

「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂

(1)

法人口座に係る改訂

二〇一四年四月、「マネロ

ン・テロ資金供与対策ガイド

ラインに関するよくあるご質

問（FAQ）」（以下、「マネ

ロン・ガイドラインFAQ」）

というが改訂され、法人口座に関しては、次の点が変更されました。

顧客管理【対応が求められる事項】⑨Q1。

①法人口座もSDD対象に

法人口座であってもSDD（リスクに応じた簡素な顧客管理）の対象となり得ることとされました（II-2(3)リスクの低減(ii)顧客管理【対応が求められる事項】⑨Q3）。

②情報更新の手法の変更

D M等の送付が情報更新の手法の例示から削除されました（II-2(3)リスクの低減(ii)）。

Q10。

(2) 法人口座管理の簡素化

前記(1)のとおり、法人口座であってもSDD先とすることができ、情報更新対象であつてもSDDによる調査が必要で、情報更新頻度を長期化させることができ、金融機関において、情報更新の頻度を決定することができる」とされました（II-2(3)リスクの低減(ii)顧客管理【対応が求められる事項】⑩）。

しかし、後述2のとおり、法人口座が悪用されるケース

のぞみ総合法律事務所
弁護士 川西 拓人



2002年京都大学法学部卒業、2003年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。2008～2010年金融庁検査局出向（金融証券検査官・専門検査官）。2015年7月より現職。

のぞみ総合法律事務所
弁護士 山田 真吾



2007年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。10年あゆの風法律事務所入所。14年財務省東海財務局、19年金融庁（マネロン室等）に出向。24年9月より現職。

は増加しており、むしろ法人口座のマネロンリスクは高まっています。

改訂後のマネロン・ガイドラインFAQにおいても、法人は、取引関係者や親子会社等、関与する者が相当に存在することが多く、法人の行う取引に犯罪収益やテロリストに対する支援金等が含まれる可能性が相応にある旨が指摘されており（II-2(3)リスクの低減③顧客管理【対応が求められる事項】⑨Q3、注1）、法人口座の管理には引き続き留意が必要です。

情報更新頻度についても、（特に、更新頻度を長期化させる場合には）自らの顧客リスク評価を適切に行う観点から、更新頻度の妥当性を検証し続ける必要があります。

具体的には、次のような対

応が、改訂後のマネロン・ガイドラインFAQで例示されています（II-2(3)リスクの

低減③顧客管理【対応が求められる事項】⑩Q11参照）。

・過去の定期的な情報更新による顧客リスクスコアの上昇度合い等を分析し、顧客リスク評価を適切に保つために合理的な頻度を設定すること。

・疑わしい取引の届出をはじめとした、自らの口座の不正利用の状況や、捜査機関からの外部照会の状況等を踏まえ、リスクが上昇するイベントを十分に洗い出し

たうえで（リスクの特定）、取引モニタリング・フィルタリングにおいて、捕捉可能なものと不可能なものを仕分けし、不可能なものについては捕捉方法を検討し

たうえで、リスク上昇イベ

ント発生時に調査し、必要に応じて顧客情報更新・顧客リスク評価を見直す態勢を構築すること。

・前記の有効性を定期的に見直すこと。

えば年次）に検証し、その結果を踏まえて適宜対応を見直すこと。

二〇二四年に入り、SNSを利用した投資詐欺やロマンス詐欺被害はさらに増加しており、二〇二四年一月～六月だけで、SNS型投資詐欺の認知件数は三五七〇件（前年同期比約五・九倍）、被害額は五〇六・三億円（前年同期比約七・四倍）、SNS型ロマンス詐欺は、認知件数一四八件（前年同期比約二・三倍）、被害額一五三・九億円（前年同期比約二・二倍）に上っています（注1）。

J Aにおいても、法人顧客のリスクをより精緻に特定・評価し、顧客リスク評価に応じた対応をとることが求められていると捉えるべきです。

JAにおいても、法人顧客のリスクをより精緻に特定・評価し、顧客リスク評価に応じた対応をとることが求められています（注1）。

2 法人口座の利用価値とリスク

(1) 最近の詐欺被害件数

近年、SNSを利用した投資詐欺やロマンス詐欺に加え、フィッシング詐欺に伴うインターネットバンキングに係る不正送金事犯についても、令和五年度の認知件数は五五七八件（前年同期比約四・九倍）、被害額は八七・三億円（前年同期比約五・七倍）に上っています（注2）。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯が多発しています。



改正食料・農業・農村基本法のポイントとJAの果たすべき役割

25年ぶりに改正された食料・農業・農村基本法が、本年6月より施行された。日本の農業が抱える課題を今一度確認し、今後の農業従事者への支援のあり方について解説する。



農業ジャーナリスト
日本農業新聞特別編集委員
山田 優

1955年東京生まれ。名古屋大学農学部卒業後、日本農業新聞に従事（38年間）し、世界の農業や農業政策、農産物の通商交渉問題などを取材。著書に『亡国の密約』（共著、新潮社）、『農業問題の基層とは何か』（共著、ミネルヴァ書房）他。

農政の憲法とよばれる食料・農業・農村基本法（以下、「基本法」という）と、関連三法（「食料供給困難事態対策法」「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案」）が成立しました（図表1）。

今後、農業生産だけではなく、食料安全保障、農村振興のあり方まで含めた幅広い分野に影響を与えます。安定した食料を確保するうえで様々なリスクが立ちふさがるなか、どのような処方箋を描いたのでしょうか。JAグループの課題も含めて考えます。

筆者は、新しく制定された

1 農政の憲法が改正される安全保障重視

～食料リスク拡大による安全保障重視～

（1）農家の反応

あなたがJAの部会や女性部の会合で挨拶したとします。「国会で食料・農業・農村基本法が改正されました」と切り出したときの反応はどうなるでしょうか。会場の隅々からの盛んな発言を期待しますか？

各地の講演やセミナーにおいて、基本法を説明することがある筆者の経験からすると、発言があればよいほうで、その場に白々しい空気が流れてしまう経験も少なからずありました。農水省やJAGループなどは、法改正の内容を農家に伝えようと手を尽くしていますが、農家の関心の高まりはみられません。

2 基本法見直しにおける問題点

～無関心が最大の問題～



解説 改正食料・農業・農村基本法のポイントとJAの果たすべき役割

【図表1】改正食料・農業・農村基本法の概要

	基本理念	基本的施策
食料安全保障の確保	<ul style="list-style-type: none"> 「食料安全保障の確保」を規程 食料の供給能力の維持 持続的な供給に要する合理的な費用など 	<ul style="list-style-type: none"> 食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保 農産物の輸入の促進 費用の明確化の促進など
環境と調和のとれた食料システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷の低減 環境との調和など 	<ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷の低減の促進など
農業の持続的な発展	<ul style="list-style-type: none"> 農業の持続的な発展など 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な農業者による農地の確保 スマート農業等の最先端技術の活用など
農村の振興	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会を維持 農村の振興など 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源の活用 鳥獣害対策など

基本法については、いくつか問題点があると考えています。中でも一番気になつていてるのが、農政に対する農家組合員の無関心です。

農民作家の山下惣一さん（故人）は、かつてこのように語っていました。

「一九六一年の農業基本法

が決まる前、農家は田んぼの畦で、法律に賛成か反対かを話し合っていた。一九九九年の法改正の時には、そうした光景を見るることはなくなつた」

わが国で食料・農業・農村基本法改正の作業が蕭々と進んでいた二〇一二三年から二〇一四年にかけて、農家は田んぼの畦で封鎖し、家畜ふん尿をぶちまけるなど激しい抵抗を受け、欧州連合は当初目指していた環境規制の強化を見送りました。欧州連合加盟国の一連の選挙では、農家の不安に付け込んだ極右勢力が、議席数を大きく伸ばしています。

日本の農村を覆う農政に対する無関心は、自分たちの利益を守るために真剣に立ち向かう歐州と比べると際立つている印象です。八方塞がりの農業の現状と将来への諦め、政治不信などが根深く関わっているのでしょうか。

(2) 無関心を生む理由

筆者は、近年強まっている上意下達方式の政策遂行スタイルが関連していると考えます。かつて国会や審議会などを通じて意見を吸い上げよう

としてきた農政は、形骸化が著しくなっています。官邸を取り巻く一握りの人たちが「輸出」「スマート」などの見栄えのよいスローガンを決め垂れ流し、それが実際の政策となつてかつ歩してきました。農家だけではなく、農水省の官僚の中からも、上意下達方式の政策決定スタイルに対する無力感を嘆く声が聞こえています。

農政に対する関心の低さを考えれば、今年誕生した基本法の中身をJA組合員などに語るとき、「農政の憲法が変わりました」と紋切り型で済ましても、心には響きません。個々の農家や地域にとつて具体的にどのような意味をもつかを、伝える努力や工夫が欠かせないでしょう。

3 農政の歴史 「戦後三つめの基本法」

ここで、基本法農政の歴史